

入 札 説 明 書 類

件名：霊長類医科学研究センター 医科学研究用霊長類繁殖育成等（第1・2・7棟）委託

令和7年2月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

①入札説明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

②仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

③契約書(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

①～③：応札にあつては、内容を熟知すること。

④入札実施要領・評価手順書等・・・・・・・・・・ 各 1 部

④：企画書作成にあたっては基礎点（必須項目）を満たしていることが明確にわかるように記載すること。また企画書は提出期限（令和 7 年 3 月 1 4 日）厳守のうえ、5 部提出すること。

⑤質疑書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

⑥ご担当者連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

⑤～⑥：期限(令和 7 年 3 月 7 日)までにメールにて提出すること。
また、④質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。

⑦企画書・競争参加資格確認関係書類・・・・・・・・ 1 部

⑧誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 種

⑨保険料納付に係る申立書・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

⑦～⑨：期限(令和 7 年 3 月 1 4 日)までに提出すること。

⑩入札書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

⑩：1 回目の応札は契約権限を有する代表者が行うこと。
また、提出期限(令和 7 年 3 月 1 7 日)を厳守すること。

⑪入札書等記載要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

⑫入札辞退届・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

⑫：応札しない場合、令和 7 年 3 月 1 7 日までに提出すること。

⑬委任状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

⑭年間委任状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

⑬～⑭：内容を熟知し、該当する場合は、
開札当日(令和 7 年 3 月 2 1 日)、開札会場へ持参すること。

入 札 説 明 書

「霊長類医科学研究センター 医科学研究用霊長類繁殖育成等（第1・2・7棟）委託」に係わる入札公告（令和7年2月25日付）に基づく入札等については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程（平成17規程第7号）（以下「会計規程」という。）及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約事務取扱要領（平成17要領第8号）（以下「契約事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔

2 委託業務内容

- (1) 契 約 件 名 霊長類医科学研究センター 医科学研究用霊長類繁殖育成等（第1・2・7棟）委託
- (2) 仕 様 等 入札説明書類の仕様書のとおり
- (3) 契 約 期 間 自：令和7年4月1日 至：令和10年3月31日
- (4) 履 行 場 所 茨城県つくば市八幡台1-1
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
霊長類医科学研究センター

(5) 入 札 方 法

本件は、入札に併せて技術等の企画提案を受付け、価格と技術等の総合評価によって落札者を決定する総合評価方式で行う。

入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(6) 入札保証金及び契約保証金 全額免除

3 競争参加資格

- (1) 契約事務取扱要領第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度又は令和7・8・9年度の厚生労働省一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」のA～Dのいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 当該役務・物品等を確実に履行・納入できると認められる体制等を有している者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) その他契約事務取扱要領第3条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
- (7) 公益法人においては、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）の内容について問題がない者であること。

- (8) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しないこと。
- (9) 法人格を持つ事業体であること。さらに、消費税及び地方消費税並びに法人税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。
- (10) 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)を遵守し、個人情報の適切な管理能力を有している事業者であること。
- (11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険注) 各保険料の内⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。
- (12) 獣医師が常駐あるいは緊急時に対応できる体制を有する者であること。
- (13) 入札説明会及び現場説明会に参加すること。

4 落札方法及び評価方法

- (1) 落札方法は総合評価落札方式とし、技術評価点と価格評価点の合計点で行い、次の要件に該当するもののうち点数の最も高い者を落札者とする。
 - ・ 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。
 - ・ 入札に係る技術等が、入札公告において明らかにした技術等の要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たしていること。評価点が最も高い者が2人以上あるときは、くじを引かせて落札者を定める。
- (2) 技術等の評価方法は、次のとおりとする。
 - ①評価の対象とする技術的要件については、当該調達目的・内容に応じ、必要性等の観点から評価項目を設定し、これを必須とする項目とそれ以外の項目に区分する。
 - ②必須とする項目については、最低限の要求要件を示し、これを満たしていないものは、不合格とし、それ以外の項目については、評価に応じて得点を与える。
- (3) 入札価格の評価方法は、入札価格を予定価格で除して得た点数を一から減じて得た点数に入札価格に対する得点配分を乗じて得た点数とする。
$$\text{入札価格の得点} = \text{入札価格の配点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

5 入札者の義務等

入札に参加を希望する者は、企画書作成様式を踏まえて企画書を作成し、令和7年3月14日(金)17時00分までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において当該企画書に関して弊所から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

6 入札説明会及び現場説明会の日時及び場所

令和7年3月3日(月)14時30分
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
霊長類医科学研究センター 第1研究棟小会議室

7 提出書類等

(1) 質疑書・ご担当者連絡先

令和7年3月7日(金)17時00分までにメールにて提出すること。

また、質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。

提出先メールアドレス 霊長類医科学研究センター 筑波総務課

ybaba@nibiohn.go.jp

(2) 企画書・競争参加資格確認書類等

この一般競争に参加を希望する者は、企画書及び本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等(※)を令和7年3月14日(金)17時00分までに下記5(1)の場所に提出しなければならない。

企画書については、企画書様式1～8を一式として、5部提出すること。

また、開札日の前日までの間において、弊所から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(※) とは下記の書類である。

- ①資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
- ②会社概要
- ③公益法人については、3(7)を証明する書類
- ④誓約書(3(3)の誓約書及び3(8)の誓約書)
- ⑤保険料納付に係る申立書(3(11)の申立書)

(3) 入札書

提出期限は令和7年3月17日(月)17時00分(郵送の場合も同様)

詳細は下記8を参照。

(4) 入札辞退届

応札しない場合、開札前日(令和7年3月17日)までに提出すること。

(5) 委任状・年間委任状

該当する場合は、開札当日(令和7年3月21日)に開札会場へ持参すること。

8 入札書等の提出場所等

(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒305-0843

茨城県つくば市八幡台1-1

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

霊長類医科学研究センター 筑波総務課

電話：：029-837-2054

(2) 入札書等の提出方法

①入札書は別紙入札書様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和7年3月21日開札 霊長類医科学研究センター 医科学研究用霊長類繁殖育成等(第1・2・7棟)委託 入札書在中」と記載しなければならない。

②郵便(書留郵便に限る)により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和7年3月21日開札 霊長類医科学研究センター 医科学研究用霊長類繁殖育成等(第1・2・7棟)委託 入札書在中」の旨記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記5の(1)宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。
なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることはできない。

④入札書の日付は、提出日を記入すること。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効にする。

- ①本入札説明書に示した競争参加資格のない者
- ②入札条件に違反した者
- ③入札者に求められる義務を履行しなかった者
- ④入札書の金額が訂正してある場合
- ⑤入札書の記名又は押印が抜けている場合

⑥再度入札において、前回の最低金額を上回る金額で入札している場合

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(5) 代理人による入札

①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時まで代理委任状を提出しなければならない。

②入札者又はその代理人は、本件業務委託にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

9 技術評価・開札及び落札後の手続

(1) 技術評価・開札の日時及び場所

令和7年3月21日(金) 開札時間 16時00分

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

霊長類医科学研究センター 共同利用管理棟セミナー室

(2) 技術評価

複数の評価者により、各参加者から提出された企画について、各評価項目ごとに評価手順書に則り技術評価を実施。評価方法等詳細は評価手順書のとおり。

(3) 開札

①開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

④入札者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

⑤開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

(4) 落札者の決定方法

次の各要件に該当する者のうち、入札説明書に定める総合評価の方法によって得られた点数の最も高い者を落札者とする。

①契約事務取扱要領第16条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者であること。

②企画書が、審査の結果、合格していること。

(5) 落札条件に該当する者が複数のとき

落札の条件に該当する者が複数いるときは、直ちに該当する者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引けない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(6) 契約書の作成

①契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③上記②の場合において契約担当役等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の

- ④契約担当役等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

霊長類医科学研究センター

医科学研究用霊長類繁殖育成等（第1・2・7棟）委託業務

基本仕様書

この仕様書は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 霊長類医科学研究センター内において、医科学研究用霊長類の繁殖、育成、飼育管理、健康管理、検査、病理診断等の業務を遂行するための委託体制等の基本的な仕様を示すものである。

1. 委託業務実施場所及び契約期間

- (1) 名 称 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）
- (2) 部 署 霊長類医科学研究センター（以下「霊長類センター」という。）
- (3) 所 在 地 茨城県つくば市八幡台1-1
- (4) 契約期間 自：令和7年4月1日 至：令和10年3月31日

2. 受託者の責務

(1) 関係法令等の遵守

受託者は、この業務の遂行に当たっては、実験動物関連の諸法令及び研究所の各種規程ならびに作業手順書等を遵守し誠実に実施する。

(2) 履行上の注意

- ① 受託者は、研究施設の用途・計画・規定等に対応し、動物福祉等に配慮した環境のもと、適正かつ経済的な業務を行うと同時に、業務の内容を十分に理解した上で、人の安全を第一に考えて業務を遂行すること。
- ② 受託者は、火災、停電、断水その他の災害や不測の事態が発生した場合は、速やかに委託者に連絡するとともに、その事態の収拾に努めるなどの確な措置を行うこと。
- ③ サル類の管理等に関して、他の霊長類センター内関連の受託業者と情報の連携を執ること。

(3) 信用失墜行為の禁止

受託者は、委託者の信用を失墜する行為をしてはならない。

(4) 業務体制及び業務従事者の管理

- ① 業務従事者の配置及び身分の明確化

受託者は、業務を遂行するために必要な知識、技術等を有する業務従事者の必要数を業務現場に配置すること。また、その業務体制に対し委託者より疑義があった場合は、速やかに対応すること。尚、委託者が不適切と判断した業務従事者は、当施設での業務作業を行うことは出来ないこととする。また、委託者は、上記必要条件を満たした獣医師を含む作業従事者の確保・配置を受託者に要求することが出来ることとする。

② 業務従事者の指導教育

受託者は、業務の実施に先立って委託者が必要と判断した業務従事者に、指定された講習、オリエンテーション等（以下「研修」という。）を受けさせること。

③ 委託者が行う業務研修には、業務従事者を必ず参加させること。

④ 業務従事者の健康管理

受託者は、労働安全衛生法第66条（昭和47年6月8日法律第57号）に基づき、定期健康診断を実施するとともに、常に業務従事者の健康管理に留意し、業務従事者が伝染性の疾病その他の疾病で、厚生労働省令で定めるものに罹患した場合は同省令で定めるところにより当該従事者を業務に従事させてはならない。なお、定期健康診断の実施状況を必ず報告すること。

⑤ 業務従事者の連絡系統

受託者は業務従事者の中から各種担当者等を選任し、委託者からの指示、指導、連絡等の確保を図らなければならない。各種担当者等が変更された場合には業務に支障が生じないよう、遅滞なくその旨を委託者に報告しなければならない。

(5) 業務報告等

① 勤務計画表の提出

受託者は、委託者の指定した又はあらかじめ委託者の承諾を得た様式の勤務計画表を当該月の前月の25日までに委託者に提出すること。なお、契約開始月分については、契約締結後速やかに提出すること。また、委託者は、勤務計画表を保安管理上の目的以外に使用しない。

② 業務計画に関する資料の提出

受託者は業務計画に関する資料の提出を委託者より求められたときには速やかに提出すること。

③ 業務報告書の提出

- 1) 受託者は、毎日の業務終了（17時）後、委託者の指定した、又はあらかじめ委託者の承諾を得た様式の業務日誌に、実施業務の内容の他、妊娠確認数などの必要事項を記録すること。また、同様に月報を作成し、翌月15日までに日誌とともに委託者に提出し、確認を得ること。なお、

日誌及び月報の作成費用は受託者の負担とする。

2) 受託者は、この委託業務に関する業務連絡は、それぞれの必要のある研究所職員に行うこと。

④ 区分経理書の提出

委託者が求めたときには速やかに委託業務に関する詳細な区分経理書を提出すること。

(6) 関係書類等の取扱い

受託者は、業務の仕様書及びその他繁殖育成等サル類の記録に関する全ての関係書類等を、委託者の許可なしに持ち出し、複写もしくは複製してはならない。また関係書類等は、整理整頓のうえ受託者の事務室の保管庫等に保管の上、業務終了後は速やかに研究所に帰属すること。

(7) 損害予防措置等

① 危害及び損害予防措置

受託者は、業務の実施に当たり、委託者及び第三者に危害又は損害を与えないように、万全の措置をとらなければならない。危害又は損害を与えた場合、もしくはそのおそれのある場合には、受託者は直ちに委託者に報告すること。

② 損害補償

1) 業務履行中に受託者が負傷もしくは死亡することがあっても、故意過失がある場合を除き委託者は一切の責めを負わない。

2) 受託者の責により第三者に損害を与えた場合は、受託者は損害賠償の責を負う。

3) 明らかに受託者の責務でサルが負傷あるいは死亡した場合は、受託者は損害賠償の責を負う。

③ 破損箇所に対する措置

受託者は、業務中に発見した委託業務に係わる検査機器等の破損や、故障箇所について、状況は全て記録し委託者に速やかに報告する。なお、受託者の責により検査機器等に損傷を与えたときは、ただちに、その原状回復を図り、その経費は受託者の負担とする。

(8) 管理運営業務への参加

受託者は、委託者が必要と認めた防災訓練、会議、その他管理運営上必要な業務に参加すること。

(9) 調査報告及び改善義務

委託者は、受託者の業務に関して調査し、又は受託者に報告を求め、必要のある

ときは改善を求めることができる。この場合、受託者は、直ちにこれに応じてその結果を報告し、改善を実施すること。

なお、受託者は、改善策の作成及び実施にあたり、研究所に対して必要な助言、協力を求めることができる。

(10) 円滑的な業務の推進

受託者は円滑に業務を推進すべく業務従事者同士もしくは委託者との間において協調性を確保し、これを本事業実施期間中は保持する措置を講じなければならない。

3. 勤務体制

勤務体制については、2 (5) ①で作成した「勤務計画表」に基づいて作成し、実施すること。

(1) 勤務体制

365日のサル類管理体制をとること。また、獣医師が常駐あるいは緊急時に対応できる体制をとること。休日・夜間においては、連絡網を作成して緊急時に対応できる出勤体制を整えること。1あるいは2級実験動物技術者資格を有し、サル類取扱の実務経験5年以上の者を業務責任者として配置すること。また、これらの者は正規雇用の者であること。なお、後進育成のため上記条件に該当しない者を宛てる場合はあらかじめ委託者の許可を得ること。また、麻薬取扱免許を有する者を1名以上配置すること。

(2) 業務従事者の名簿提出

受託者は契約締結後速やかに業務従事者、各種担当者名簿を提出すること。また、変更があった場合も同様とする。

(3) 指導教育

受託者は常に業務に関する教育及び訓練を実施し、動物に関わる者としての責務を認識し、技能向上に努めること。

(4) 受託者の服務規律

受託者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- ① 受託者の服装に関しては特に指定しないが、節度ある服装で規律を守り互いに協力して業務を遂行しなければならない。動物室内など特定の場所では委託者の定める服装等で業務にあたること。
- ② 勤務中は、礼儀正しく品行を慎み、訪問者に対しては、親切・丁寧を旨とし、

かりにも粗暴な言動があってはならない。

③ 勤務中は、所定の場所以外での喫煙、その他職務の遂行を怠るような行為はしないこと。

④ 勤務中は、飲酒してはならない。

(5) 勤務体制に関わる義務

① 受託者は、職務遂行にあたっては、全力を挙げて信用保持に努め、いかなる場合でも、委託者の名誉や信用を失墜する行為をしてはならない。

② 勤務する業務室等は、常に清潔の保持に努めること。また、室内には関係者以外の者を出入りさせてはならない。

③ 勤務する業務室等には、業務上必要な物品以外は持ち込まないこと。

④ 受託者の更衣、休憩、仮眠は委託者の指定した場所において行うものとする。

⑤ 庁舎内（BSL区域外）通行の際は写真入りの身分証を首から下げる等の方法により明示すること。

4. 守秘義務

受託者は、職務上知り得た知識・技術・情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、委託者がその内容について許可した場合はその限りではない。このことは、契約の解除及び契約期間満了後においても同様とする。

5. 緊急体制

(1) 受託者は、本業務執行に当たり、火災、地震等の緊急事態が発生したときは、研究所が定める消防計画（以下「消防計画」という）に基づき、緊急連絡網により速やかに連絡をとること。また、的確に判断して災害発生の初動措置を行うこと。

(2) 受託者は、急病人、負傷者等の不測の事故が発生した場合、速やかに指定する医療機関の受診又は救急車（119番）の要請を行い、一次対応を行うと同時に委託者に報告すること。

(3) 受託者は、サル室環境の異常やサルの逃走など不測の事態のときには、的確に判断して措置を行い、委託者に連絡をすること。なお、人の安全を何よりも優先し、社会への影響を考慮した判断が行えるように日ごろから様々な事態について意識して業務にあたること。

6. 費用負担区分

(1) 委託者の負担

① 委託業務を遂行するために必要な光熱水費、内線電話、一部の飼料（旧世界ザ

ル用固型飼料及び青果等。青果等とは果実・野菜・根菜類。)

② 業務の遂行に必要な施設に関わるもの

(2) 受託者の負担

① 文具・諸用紙等の事務用消耗品

② サル類飼料代など業務に直接関与する経費（但し、研究所が購入する旧世界ザル飼料代として固型飼料及び青果等を除く）

③ 委託業務に必要な消耗品（シリンジ、※注射針、防護衣類、グローブ、検査試薬など）、委託者があらかじめ持込みを承諾した備品（輸送箱、各種診断機器など）及び修理費用

※可能な限り針刺し防止機能付きの針を使用すること。

④ 繁殖育成等業務に必要な貸与品及びサル類に関するデータの維持管理等に関わる費用

(3) 上記以外のその他費用負担区分が不明確なものについては、委託者との協議により決定するものとする。

7. 貸与品の管理

(1) 貸与品

受託者は、委託者から貸与された物品について借用物品管理簿を備え、その管理及び使用を適正に行うこと。

(2) 持込み物品リストの提出

受託者は、契約締結後速やかに受託業務に係る持込み物品について委託者の承諾を得た後、そのリストを提出すること。

8. 居室及び検査業務実施場所

委託業務遂行上に必要な居室及び検査業務実施場所は、委託者が別に定める場所を貸与する。なお、委託者の許可を得た場合、受託者の施設で検査業務の一部を実施することができる。

委託者が受託者に対し場所の変更を提示したときには、受託者は速やかに対処すること。また、これらの場所は原則として本業務以外の用途に使用できないものとする。なお、これらの場所を受託者の都合により使用する場合には、別途、研究所規程等に基づき申請し許可を得るものとする。

9. 諸手続に関わる資料の提供

受託者は業務遂行上、関係ある諸法令、条例及び規律を遵守するとともに、必要な諸官庁等への連絡、届出、手続等を遅滞なく処理するための資料等を作成し、委託者に提供すること。

10. 受託者変更に伴う引継ぎ業務

契約の更改又は契約解除等により受託者に変更があつた場合は、本件受託者は本件業務が引き続き円滑に遂行できるよう、次の受託者に対して適切な業務引継ぎを行うこと。なお、業務引継ぎに要する費用は、本件受託者が負担するものとする。

11. 外注について

特殊技術等を必要とする業務であつてやむを得ず外注しなければならない場合は、予め委託者の許可を得なければならない。

12. 疑義の解釈

基本仕様書の解釈について疑義が生じた場合、又は当該仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者の協議により定めるものとする。

以 上

霊長類医科学研究センター 医科学研究用霊長類繁殖育成等（第1・2・7棟）委託 業務仕様書

1. 以下のサル類を対象として繁殖、育成、飼育に必要な作業を行うこと。

○国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）に所属するサル類、約1,600頭
ただし、共同利用施設利用申請書および共同研究契約に基づいた外部研究者等へ供給したサル類を除く

○業務実施施設：第1棟、第2棟および第7棟 ※関連する他棟施設での業務を含む。

以下の業務詳細については、当研究所が示す標準作業手順書を参照すること。

（当該手順書については、当研究所霊長類医科学研究センターまで問合せのこと）

2. 以下の頭数の SPF（Specific Pathogen Free=特定病原体を持たない。以下同じ。）等の妊娠ザルを得ること

○3年間を通し600頭以上（ただし、1年間で200頭以上の妊娠ザルを得るのが望ましい。）

妊娠の定義：交配後3週目以降に超音波診断装置により胎嚢あるいは心拍が確認される。

3. 以下のサル類を対象とした健康管理（定期健康診断、検査、獣医学的処置など）を行うこと。

（定期健康診断の頻度は年1回を原則にするが、2年間で全頭の検査を許容している。そのため、当該年度の検査については、前年度に実施されていない個体を対象とする。約800頭/年。）

○研究所が繁殖育成および研究するサル類、約1,600頭

ただし、共同利用施設利用申請書および共同研究契約に基づいた外部研究者等へ供給したサル類を除く

4. 以下の飼育管理業務を行うこと。

○飼育室内への入退室

○臨時入棟者の管理

○目視による健康観察（元気、食欲、便性状、メンス出血等）

○飼料の調整及び配分（研究所が購入する飼料は除く）

○給餌

○体重測定

○飼育施設内の清掃、消毒

○飼育ケージ、ラック、飼料箱の洗浄及び定期的交換

○飼育環境の確認（温湿度、照明、逃亡・死亡・異常の有無等）

○特定のサル家系の維持

○入れ墨等による個体管理

○微生物グレードに対応した管理

○成長観察（歯牙萌出、性成熟の確認など）

5. 以下の繁殖作業を行うこと。

○交配適期（排卵日）の推定

○交配の組合せの設定

○交配（1対1同居交配、隔日同居交配など）

○交配中の異常の有無の確認

○交配後分離

○人工授精

○ホルモン測定による交配の実施

○超音波診断装置を用いた妊娠診断

○超音波診断装置を用いた胎仔成長確認

○妊娠期間中の個体管理（体重測定、出血の有無など）

○妊娠末期の胎位調査と必要に応じた胎位変換

○周産期母子管理

○流産・死産の対応

- 帝王切開手術の実施
 - 帝王切開新生仔の対応
 - 新生仔登録（外部検査、性別判断、体重測定、入墨）
 - 保育期間中の母子観察、体重測定
 - 人工保育
 - 里子保育
 - 離乳時期の決定及び離乳
6. 受託者側の獣医師は必要に応じて分娩・保育への介入を行うこと。
- 獣医師による帝王切開の実施の判断
 - 帝王切開術、蘇生術
 - 人工保育適用の判断
7. 獣医師の指示に従い以下の必要な処置を行うこと。
- 麻酔、保定
 - 犬歯の抜歯もしくは切除
 - 安楽殺
 - 苦痛軽減のための治療及び手術
 - 治療
 - 保定検診
 - 採血
 - 採便
 - 唾液、尿、髄液などの材料採取
 - 動物室内での簡易検査
 - 疾患の早期診断、治療等のための各種検査・診断
 - 体重測定
8. 実験等に供給するサル類の選定等に関わる業務を行うこと。
- サル類の選出し（ただし各種検査等は、定期健康診断の適用あるいは希望者により除外できる）
 - 供給に関わる作業
9. 以下の健康管理等を行うこと。
- 定期健康診断、供給前検査等による繁殖育成コロニーの生理学的、微生物学的モニタリング及び品質管理
 - ・感染動物の隔離及びその対応
 - ・非感染動物（特に SPF）の隔離
 - ・代謝障害、繁殖障害、循環器障害、発育異常などの疾患個体の摘発、淘汰、適切な維持管理
 - ・供給前検査による供給ザルの品質保証
 - 上記の臨床検査項目
 - ・血液検査、血液生化学検査、細菌検査、寄生虫検査、ウイルス検査等

ただし定期健康診断において、血液等検査は全頭、細菌・寄生虫検査及び MV（麻疹ウイルス）・BV（ヘルペス B ウイルス）・SVV（サル水痘ウイルス）検査はランダム抽出、SRV（サルベータレトロウイルス）・CMV（サルサイトメガロウイルス）・EBV（サルエプスタイン・バーウイルス）・SFV（サルフォーミーウイルス）検査は SPF の全頭。ウイルス等の陽性が確認されたときは、飼育室内全頭で該当項目の検査。一部の妊娠ザル・仔ザルにおいては、年間 2 回程度の SRV（サルベータレトロウイルス）検査。
10. 以下の獣医病理診断及び作業を行うこと。
- 斃死体ザルの解剖、病理診断及びその対応
 - 病理組織学的検索の実施
 - 病理組織の解析と所見の保管・管理

11. 以下に関わる研究資源の適正な管理を行うこと。
 - 安楽殺サルからの新鮮組織の摘出及び提供
 - 血清バンクの管理（定期的な血清の採取及び保存ならびに提供）
 - 病理標本の管理・提供
12. 当研究所が必要とするサルの検疫を行うこと。
 - 検査・管理
13. その他以下の業務を行うこと。
 - 死体処理
 - 死亡報告
 - 委託業務に用いる薬品類の適切な使用及び保管管理
 - 廃棄物の適切な処理及び搬出
 - 物品の適切な動物飼育内への搬入及び搬出
 - 研究所が負担する青果及び固型飼料等を除く
 - 補助食や粉ミルクなどの発注及び収納、また、全ての飼料に係る給餌
 - 各種治療薬・麻薬類の管理および発注、収納
 - 事故・サル逃亡発生時の適切な対応
 - 委託業務で生じた各種情報の管理・提供
 - ケージ等の修理
 - 委託業務を実施する各施設における担当者もしくは危害防止主任者の選出
 - 委託業務を実施する各施設及び付帯施設の維持管理補助
 - 委託者との定期的実務者会議の遂行（毎月1回程度）及び同会議での正確な情報交換
 - 害虫等の駆除等
 - 器具等の洗浄作業等
 - 委託業務の実施に必要な備品の維持・管理等

ただし、更新・修繕・補修についてはあらかじめ双方で協議するものとする
14. サル類に関する記録のデータベース化
 - サル個々における個体の誕生日、体重の変遷、治療処置情報、血液検査など、上記全てに関わる記録等のデータベース構築

以 上

契 約 書



1. 件 名 霊長類医科学研究センター
医科学研究用霊長類繁殖育成等（第1・2・7棟）委託
2. 履 行 場 所 茨城県つくば市八幡台1－1
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
霊長類医科学研究センター
3. 契 約 期 間 自：令和7年4月1日 至：令和10年3月31日
4. 契 約 金 額 総額 金 円（3か年分）
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）
月額 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）
5. 契 約 保 証 金 全 額 免 除

上記について、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 契約担当役 理事長
中村 祐輔（以下「甲」という。）と、 【受注者】 （以下「乙」という。）
とは、次の条項のとおり契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（総則）

第2条 乙は、別添の基本仕様書及び業務仕様書並びに標準作業手順書（以下「仕様書等」という。）に基づき、頭書の契約金額をもって、頭書の契約期間中に業務を完全に履行しなければならない。

2 この契約書及び仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

（再委託）

第3条 乙は委託業務の全部を第三者に委託することができない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りではない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以

下「再委託者」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

- 4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

- 第4条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(特許権等の使用)

- 第5条 乙は、業務の遂行に特許権等、第三者の権利の対象となっている施行方法を使用する場合には、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(関係諸法令等の遵守)

- 第6条 乙は、実験動物関係諸法令及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の各種規程等を遵守し、その一切の責任を負わなければならない。
- 2 乙は、労働災害の発生に対して、その一切の責任をもたなければならない。

(業務計画等)

- 第7条 乙は、業務の施行にあたり、自己の有する専門的な知識と技術及び経験に基づいて、業務計画を策定するものとする。
- 2 前項の計画は、仕様書等に掲げた内容を満足させるものでなければならない。
- 3 乙は、この計画に基づいて、日常業務を遂行するものとする。

(貸与品、支給品の管理)

- 第8条 乙は、貸与又は支給された物品等を善良なる管理者の注意をもって管理し、また使用しなければならない。

(管理物件に対する決定権)

- 第9条 当該業務の遂行上生じる管理物件の消耗破損及び故障の小修理は適宜乙がこれを行う。ただし、管理物件の保存、基本修理、施設の取り替え又は新設については、甲がその修理を決定するものとする。

(現場責任者等)

- 第10条 乙は、この契約の履行にあたり現場責任者及び技術作業員を定め、その氏名等を甲に届けるものとする。
- 2 現場責任者は、契約書及び仕様書等に基づく業務の実施において、業務員の配置の

決定、業務の遂行に関する指示及び風紀、労働安全衛生並びに事故防止について監督を行うものとする。

- 3 現場責任者及び技術作業員が行った行為については、乙は一切の責任を持たなければならない。

(業務状況の報告)

第 11 条 乙は、当該業務の状況を別に定める様式により定期的に報告しなければならない。

(損害予防措置等)

第 12 条 乙は、業務の実施にあたり、基盤研及び第三者に危害等をあたえないよう、未然に防止するための措置をとらなければならない。

- 2 緊急時の対応として、業務中に事故が発生し、又は発生のあるときは、直ちにこれを防止するための必要な措置をとるとともに早急に甲に連絡し、指示を受けるものとする。

(担当職員)

第 13 条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため担当職員を選定することができる。

- 2 担当職員は、この契約書又は、仕様書等に定められた事項の範囲内において次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- 一 第 9 条による管理物件の判断
- 二 第 11 条による乙の報告内容の検討、検査及び確認
- 三 乙の現場責任者との連絡と調整

(業務の変更)

第 14 条 甲は、必要がある場合には、業務内容等を変更することができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(物価変動による契約金額の変更)

第 15 条 甲又は乙は、契約期間内に著しい物価の変動その他予想することのできない特別の理由に基づく経済情勢の激変等により、契約金額が著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して契約金額の変更を行うことができる。

(一般的損害)

第 16 条 業務履行に関して生じた損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責に帰する事由による場合はこの限りでない。

(甲の所有物の損害)

第 17 条 業務履行中又は業務履行外に甲が所有し、もしくは占有する建物及び物件を損傷した場合は、乙はこれを原状に復し、又は、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責に帰する事由による場合はこの限りでない。

(第三者への責任)

第 18 条 乙は、業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときはその賠償の責を負うものとする。ただし、甲の責に帰する事由による場合はこの限りでない。

(検査)

第 19 条 甲は、乙が行う業務について、甲の指名する職員に検査を実施させることができる。

2 乙は、前項の検査に合格しないときは、職員の指示するところにより遅滞なく処置しなければならない。

(代金の請求及び支払)

第 20 条 乙は、検査に合格した場合は、毎月末毎にとりまとめ、所定の手続きにより代金を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により適法な支払請求書の提出があったときは、当該請求書を受理した日から起算して 30 日以内に支払わなければならない。

3 前項の支払請求書の内容が不備又は不当なため、甲がその理由を明示してこれを乙に返付し、是正を求めたときは、返付の日から是正された支払請求書を受理した日までの期間は前項の期間に算入しない。

(支払遅延利息)

第 21 条 甲は、自己の責に帰するべき事由により前条の期限内に代金を支払わない場合には、乙に対し、政府契約の支払延滞防止等に関する法律（昭和 24 年 12 月 12 日法律第 256 号）第 8 条の規定により計算した額の延滞利息を支払うものとする。

(甲の解除権)

第 22 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 正当な理由なしに仕様書に定める業務を実施せず、また実施する意思がないと認めたとき。

二 乙又はその使用人が甲の行う検査に際し不正な行為を行ったとき。

三 前各号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反により、契約の目的を達成できないと認められるとき。

2 甲は、履行することができないと認めたときは、直ちに契約を解除することができる。

(乙の解除権)

第 23 条 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

一 第 14 条の規定により業務内容を変更したため、頭書の契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

二 その他正当な理由で、かつ、甲がそれを認めたとき。

2 乙は、契約の解除をするときは、その 2 カ月前に甲に通告しなければならない。

(違約金)

第 24 条 甲が、第 22 条により、又は乙が前条第 2 項の通告なしに契約を解除したときは、乙は契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲の指定する期限内に納付しなければならない。

2 前項の違約金は、損害賠償金の予定又は一部と解しないものとする。

(解除による物件の引き取り)

第 25 条 契約を解除した場合において、乙は貸与品、支給品、その他甲の所有に属する物件があるときには、これを甲に返還し、もしくは原状に復すると共に、乙の所有物件は甲の定めた期間内に引き取らなければならない。

2 前項の場合において、乙が正当と認められる理由なしに前項の期間内に乙の所有物件を引き取らず、もしくは原状に復さないときは、甲は乙に代わってその物件を処分し、また原状に復することができる。この場合において、乙は甲のとった措置について異議の申し立てをすることができないと共に、これに要した費用を負担しなければならない。

(損害賠償)

第 26 条 乙は、この契約に定める義務に違反したことにより甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 第 22 条の規定に基づいて、甲がこの契約を解除したことにより甲に損害が生じたときは、前項の規定を準用する。

(違約金・賠償金の控除)

第 27 条 乙が、この契約に基づく違約金又は賠償金を甲の指定する期間内に納付しないときは、甲がこの契約に基づき乙に支払うべき金額を控除し、なお不足を生ずるときはさらに追徴する。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 28 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一

部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第29条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の3若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第30条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第31条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第32条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第33条 乙は、前二条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前二条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関し

て個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。) としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第34条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第35条 甲は、第31条、第32条及び第34条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第31条、第32条及び第34条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第36条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約不適合責任)

第37条 甲は引き渡された物品について、検査終了後に、種類、品質又は数量が契約の内容に適合しないこと（以下「不適合」という。）は発見したときは、乙に対し、納品後1年以内に限り、相当の期間を定めて、甲の指定した方法により、目的物の修補、代替品の納入を求めることができる。ただし、仕様書に保証について特段の定めがある場合、この限りでない。また、民法（明治29年法律第89号）第562条第1項ただし書は本契約には適用しない。

2 前項の期間内に乙が目的物の修補あるいは代替物の納入をしないときは、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行し

なければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 本条の規定は、不適合について、甲が乙に対して損害賠償を請求し、あるいは契約を解除することを妨げない。

(協議)

第 38 条 この契約に定めない事項について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(裁判管轄)

第 39 条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、双方記名捺印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 大阪府茨木市彩都あさぎ 7 丁目 6 番 8 号
 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
 契約担当役
 理 事 長 中村 祐輔

乙

様式 1

令和 年 月 日

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

契約担当役

理事長 中村 祐輔 殿

名称

代表者氏名

印

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式2

令和 年 月 日

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

契約担当役

理事長 中村 祐輔 殿

名称

代表者氏名

印

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

霊長類医科学研究センター
医科学研究用霊長類繁殖育成等(第1・2・7棟)委託
における入札実施要項

令和7年2月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

目次

項目	頁
趣旨	3
1. 業務の概要	3
(1)本業務の対象となる施設及び規模に関する事項	3
(2)本業務の対象と内容	4
2. 確保されるべき本業務の質に関する事項	6
(1)本業務の質	6
(2)入札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質	6
(3)創意・工夫の発揮可能性	8
(4)業務受託に関する留意事項	8
(5)契約の形態及び支払	12
(6)法令変更による増加費用及び損害の負担	13
3. 実施期間に関する事項	13
4. 入札参加資格に関する事項	13
5. 入札に参加する者の募集に関する事項	14
(1)入札に係るスケジュール(予定)	14
(2)入札の実施手続	14
6. 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項	15
(1)落札者を決定するための評価の基準	16
(2)落札者の決定	16
(3)初回の入札で落札者が決定しなかった場合の措置	17
7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	17
8. 事業者が医薬基盤・健康・栄養研究所に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他本事業の適正かつ確実な実施の確保のために事業者が講ずべき事項	17
(1)事業者が報告すべき事項	17
(2)秘密を適正に取り扱うために必要な措置	18
(3)契約に基づき事業者が講ずべき措置	18
9. 本事業を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して事業者が負うべき責任等	21
(1)事業者に対する求償	21
(2)医薬基盤・健康・栄養研究所に対する求償	21
(3)その他	22
10. 業務の評価に関する事項	22
(1)実施状況に関する調査の時期	22

(2)調査の実施方法	22
(3)調査項目	22
(4)意見聴取等	22
(5)実施状況等の提出	22
11. その他本事業の実施に際し必要な事項	22
(1)本事業実施状況等の監理委員会への報告及び公表	22
(2)医薬基盤・健康・栄養研究所の監督体制	23
(3)主な事業者の責務	23

別紙1 評価項目一覧表

別紙2 企画書様式(様式1～8)

霊長類医科学研究センター 医科学研究用霊長類繁殖育成等(第1・2・7棟)委託における入札実施要項

趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。上記を踏まえ、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所(以下「研究所」という。)は、公共サービス改革基本方針(平成27年7月10日閣議決定)別表において競争入札の対象として選定された医科学研究用霊長類繁殖育成等業務(以下「本事業」という。)について、公共サービス改革基本方針に従って、入札実施要項(以下「実施要項」という。)を定めるものとする。

1. 業務の概要

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所霊長類医科学研究センター(以下「センター」という。)は、サル類を用いて医薬品や医療に関わる研究、医療技術の開発を実施するとともに、サル類研究資源の開発、保存、品質管理及び供給を行っている。カニクイザル類の大規模繁殖コロニーを有し、高品質のカニクイザル類の繁殖とそれらと他のサル類を用いた医科学研究を行っている我が国で唯一の施設である。

本事業は、研究所が医学実験用に使用するカニクイザルの繁殖育成等業務であり、具体的には繁殖(交配)、育成(仔育成)、飼育管理、健康管理(定期健康診断)、検査、獣医学的処置などである。

(1) 本業務の対象となる施設及び規模に関する事項

① 施設の名称及び所在地

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 霊長類医科学研究センター
〒305-0843 茨城県つくば市八幡台1-1

② 敷地面積ほか

建物名	建築面積	延床面積	構造	主な業務内容
第1棟(カニクイザル棟)	1254.04 m ²	1523.32 m ²	RC 造平屋建	サルの繁殖
第2棟(育成棟)	568.06 m ²	902.90 m ²	RC 造平屋建	サルの育成
第7棟(飼育棟)	1974.02 m ²	2501.54 m ²	RC 造平屋建	サルの繁殖

(2) 本業務の対象と内容

① サル棟別飼育状況(令和6年3月31現在)

建物名	ケージ数	飼育数	繁殖群	育成群		研究資源群	研究群
				繁殖候補	育成		
				第 1 棟 (カニクイザル棟)	535	537	143
第 2 棟 (育成棟)	283	403	0	28	373	0	2
第 7 棟 (飼育棟)	649	691	286	122	159	84	40
計	1467	1,631	429	296	734	103	52

② 本業務の内容については、以下に掲げるとおりとする。

業務内容、必要な資格、作業頻度等の詳細は、仕様書や標準作業手順書(※別途提供予定)に定める内容とする。

(ア)3年間を通し600頭以上のSPF(Specific Pathogen Free=特定病原体を持たない。以下同じ。)等の妊娠ザルを得ること。(ただし、1年間で200頭以上の妊娠ザルを得るのが望ましい。)

*妊娠の定義:交配後3週目以降に超音波診断装置により胎嚢あるいは心拍が確認される。

<参考>妊娠ザルの確保頭数(年度別・月別実績)

(単位:頭)

年度\月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
令和3年度	66	20	24	17	12	20	19	18	17	36	33	7	289
令和4年度	54	14	19	8	11	6	11	15	21	41	21	35	256
令和5年度	20	26	25	19	12	12	12	19	24	36	34	37	276

(イ)研究所が繁殖育成及び研究するサル類約1,600頭のうち約800頭を対象とした定期健康診断及び獣医師が必要と判断する個体への検査、獣医学的処置などを行うこと。

*定期健康診断の頻度は年1回を原則にするが、2年間で全頭の検査を許容しているため、当該年度の検査については、前年度に実施されていない個体を対象とする(約850頭/年)。

(ウ)具体的な作業内容

a 飼育管理業務

①飼育室内への入退室、②臨時入棟者の管理、③目視による健康観察(元気、食欲、便性状、メンス出血等)、④飼料の調整及び配分(研究所が購入する飼料は除く)、⑤給餌、⑥体重測定、⑦飼育施設内の清掃、消毒、⑧飼育ケージ、ラック、飼料箱の洗浄及び定期的交換、⑨飼育環境の確認(温湿度、照明、逃亡・死亡・異常の有無等)、⑩特定のサル家系の維持、⑪入れ墨等による個体管理、⑫微生物グレードに対応した管理、⑬成長観察(歯牙萌出、性成熟の確認など)

b 繁殖作業業務

- ①交配適期(排卵日)の推定、②交配の組合せの設定、③交配(1 対 1 同居交配、隔日同居交配など)、④交配中の異常の有無の確認、⑤交配後分離、⑥人工授精、⑦ホルモン測定による交配の実施、⑧超音波診断装置を用いた妊娠診断、⑨超音波診断装置を用いた胎仔成長確認、⑩妊娠期間中の個体管理(体重測定、出血の有無など)、⑪妊娠末期の胎位調査と必要に応じた胎位変換、⑫周産期母子管理、⑬流産・死産の対応、⑭帝王切開手術の実施、⑮帝王切開新生仔の対応、⑯新生仔登録(外部検査、性別判断、体重測定、入墨)、⑰保育期間中の母子観察、体重測定、⑱人工保育、⑲里子保育、⑳離乳時期の決定及び離乳
- c 必要に応じた事業者側の獣医師による分娩・保育への介入業務
 - ①獣医師による帝王切開の実施の判断、②帝王切開術、蘇生術、③人工保育適用の判断
- d 獣医師の指示に従った必要な処置業務
 - ①麻酔、保定、②犬歯の抜歯もしくは切除、③安楽殺、④苦痛軽減のための治療及び手術、⑤治療、⑥保定検診、⑦採血、⑧採便、⑨唾液、尿、髄液などの材料採取、⑩動物室内での簡易検査、⑪疾患の早期診断、治療等のための各種検査・診断、⑫体重測定
- e 実験等に供給するサル類の選定等に関わる業務
 - ①サル類の選び出し(ただし各種検査等は、定期健康診断の適用あるいは希望者により除外できる)、②供給に関わる作業
- f 健康管理業務
 - i) 定期健康診断、供給前検査等による繁殖育成コロニーの生理学的、微生物学的モニタリング及び品質管理
 - ①感染動物の隔離及びその対応、②非感染動物(特に SPF)の隔離、③代謝障害、繁殖障害、循環器障害、発育異常などの疾患個体の摘発、淘汰、適切な維持管理、④供給前検査による供給ザルの品質保証
 - ii) 上記の臨床検査項目
 - 血液検査、血液生化学検査、細菌検査、寄生虫検査、ウイルス検査等
 - ただし定期健康診断において、血液等検査は全頭、細菌・寄生虫検査及び MV(麻疹ウイルス)・BV(ヘルペス B ウイルス)・SVV(サル水痘ウイルス)検査はランダム抽出、SRV(サルベータレトロウイルス)・CMV(サルサイトメガロウイルス)・EBV(サルエプスタイン・バーウイルス)・SFV(サルフォーミーウイルス)検査は SPF の全頭。ウイルス等の陽性が確認されたときは、飼育室内全頭で該当項目の検査。一部の妊娠ザル・仔ザルにおいては、年間 2 回程度の SRV(サルベータレトロウイルス)検査。
- g 獣医病理診断及び作業
 - ①斃死体ザルの解剖、病理診断及びその対応、②病理組織学的検索の実施、③病理組織の解析と所見の保管・管理
- h 研究資源の適正な管理
 - ①安楽殺サルからの新鮮組織の摘出及び提供、②血清バンクの管理(定期的な血清の採取及び保存ならびに提供)、③病理標本の管理・提供

i 研究所が必要とするサルの検疫業務

検査・管理

j その他の業務

①死体処理、②死亡報告、③委託業務に用いる薬品類の適切な使用及び保管管理、④廃棄物の適切な処理及び搬出、⑤物品の適切な動物飼育内への搬入及び搬出、⑥研究所が負担する青果及び固型飼料等を除く補助食や粉ミルクなどの発注及び収納、また、全ての飼料に係る給餌、⑦各種治療薬・麻薬類の管理及び発注、収納、⑧事故・サル逃亡発生時の適切な対応、⑨委託業務で生じた各種情報の管理・提供、⑩ケージ等の修理、⑪委託業務を実施する各施設における担当者もしくは危害防止主任者の選出、⑫委託業務を実施する各施設及び付帯施設の維持管理補助、⑬委託者との定期的実務者会議の遂行(毎月1回程度)及び同会議での正確な情報交換、⑭害虫等の駆除等、⑮器具等の洗浄作業等、⑯委託業務の実施に必要な備品の維持・管理等。ただし、更新・修繕・補修についてはあらかじめ双方で協議するものとする

k サル類に関する記録のデータベース化

サル個々における個体の誕生日、体重の変遷、治療処置情報、血液検査など、上記全てに関わる記録等のデータベース構築

2. 確保されるべき本業務の質に関する事項

(1) 本業務の質

当センターにて飼育されるサル類は、医科学研究に供されることを目的とした実験動物であり、より良質な医科学研究を遂行するためには、より良質な実験動物の飼育管理を遂行する必要があること。このため、確保されるべき質として求められるものは、以下のとおりである。

(2) 入札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質

① 妊娠頭数の確保

3年間を通し 600 頭以上の SPF 等の妊娠ザル(妊娠ザルの定義は 1(2)②(ア)を参照。)を得ること。(ただし、1年間で 200 頭以上の妊娠ザルを得るのが望ましい。)

② 業務継続の確保

365 日のサル類管理体制及び緊急時に対応できる体制をとり、本業務に中断がないようにすること。(0 回)

③ 安全性の確保

(ア) 本業務期間中、明らかに受託者の責務によりサルの死亡事故がないこと。(0 回)

(イ) 本業務期間中、センター施設内におけるサルによる咬傷、針刺し、サル血液等の粘膜への接触等の感染症に関する事故が万が一発生した場合、センターの事故対応に関する細則に基づき、負傷者が対応マニュアル(別途提供予定の標準作業手順書の「SOP/A/012」を参照)に従い、当該対応に不備がないこと。(0 回)

④ 各業務において確保すべき水準

研究所が繁殖育成及び研究するサル類約頭について、次に整理する要求水準を確保すること。

(ア)飼育管理業務

- a 全てのサルに対する健康観察及び給餌、全ての飼育室内清掃を毎日行うこと。
- b 体調の悪い個体、新生仔、離乳仔などを対象として体重測定を行うほか、これらの個体にかかわらず、麻酔投与を受ける個体については全て体重測定を行うこと。

(イ)繁殖作業業務

- a 良質なサルを安定的に供給するために計画的な繁殖作業(交配適期の推定、交配の組み合わせの設定、交配、交配後分離作業など)を行うこと。
- b 交配後3週目以降に超音波診断装置を用いた妊娠診断を行うこと。
- c 母ザルの保育拒否、又は発育不全仔、負傷及び帝王切開等による出生仔を人工的に離乳まで飼育すること。

(ウ)獣医師の指示に従った必要な処置業務

犬歯の抜歯もしくは切除、安楽殺、苦痛軽減のための治療及び手術、治療及び採血などを行うこと。

(エ)健康管理業務

- a 年間、サル類約頭のうち約頭を対象とした定期健康診断(詳細は別途提供予定の標準作業手順書(SOP/B/002)を参照)、供給用に選抜された個体の供給前検査(品質保証含む。)を行うこと。
- b 感染動物(特に非 SPF)の隔離を行うこと。

(オ)その他業務

- a 安楽殺・斃死体ザル等における新鮮組織の摘出及び提供、解剖、病理診断及びその対応、病理組織学的検索の実施、病理組織の解析と所見の保管・管理などを行うこと。
- b 研究所が必要とするサルの検疫業務(検査・管理)を行うこと。
- c 死体処理及び死亡報告を行うこと。

<参考>実施回数(おおよその実績)

作業内容等	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
健康観察・給餌・飼育室内清掃	毎日全頭	毎日全頭	毎日全頭	(ア)a
体重測定	13838	14962	15190	(ア)b
交配適期の推定	1772	1460	1461	(イ)a
交配の組み合わせの設定・交配・ 交配後分離作業	1755	1446	1447	(イ)a
超音波診断装置を用いた妊娠診断	1793	1550	1491	(イ)b
人工保育	57	52	56	(イ)c
犬歯の抜歯もしくは切除	30	14	24	(ウ)

安楽殺	8	4	2	(ウ)
苦痛軽減のための治療及び手術	2	2	2	(ウ)
治療	4830	5934	4291	(ウ)
採血	1020	813	1619	(ウ)
定期健康診断	831	540	686	(エ)a
供給前検査	169	150	52	(エ)a
感染動物(特に非 SPF)の隔離	2	1	0	(エ)b
安楽殺サルからの新鮮組織の摘出 及び提供	38	17	11	(オ)a
斃死体サルの解剖・病理診断及び その対応、病理組織学的検索の実 施、病理組織の検索と所見の保管・ 管理	40	28	25	(オ)a
検疫業務(検査・管理)	0	0	0	(オ)b
死体処理及び死亡報告	40	28	25	(オ)c

(3) 創意・工夫の発揮可能性

本業務の実施に当たっては、次の観点から事業者の創意と工夫を反映し、本業務の質の維持向上(包括的な質の向上、効率化)とコスト削減に努めるものとする。

① 本業務の実施全般に対する提案

事業者は、本業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うことができる。

② 従来の実施方法に対する改善提案

事業者は、各業務の従来の実施方法に対し、改善すべき提案がある場合は、具体的な方法を示すとともに、確保されるべきサービスの質が確保できる根拠等を提案すること。

③ コスト削減についての改善提案

事業者は、管理・運営に関するコスト削減に関する提案を行うことができる。

(4) 業務受託に関する留意事項

① 基本的な留意事項

(ア) 事業者は、研究施設の用途・計画・規定等に対応し、動物福祉等に配慮した環境のもと、適正かつ経済的な業務を行うと同時に、業務の内容を十分に理解した上で、人の安全を第一に考えて業務を遂行すること。

(イ) 事業者は、火災、停電、断水その他の災害や不測の事態が発生した場合は、速やかに研究所に連絡するとともに、その事態の収拾に努めるなどの的確な措置を行うこと。

(ウ) サル類の管理等に関して、他のセンター内関連の事業者と情報の連携を執ること。

② 信用失墜行為の禁止

事業者は、委託者の名誉や信用を失墜する行為をしてはならない。

③ 業務報告等

(ア) 勤務計画表の提出

事業者は、研究所の指定した又はあらかじめ研究所の承諾を得た様式の勤務計画表(様式1 ※別途提供予定)を当該月の前月の25日までに研究所に提出すること。なお、契約開始月分については、契約締結後速やかに提出すること。また、研究所は、勤務計画表を保安管理上の目的以外に使用しない。

(イ) 業務計画に関する資料の提出

事業者は、業務計画に関する資料の提出を研究所より求められたときには速やかに提出すること

(ウ) 業務報告書の提出

a 事業者は、毎日の業務終了(17時)後、研究所の指定した、又はあらかじめ研究所の承諾を得た様式の業務日誌(様式2 ※別途提供予定)に、実施業務の内容の他、妊娠確認数などの必要事項を記録すること。また、同様に月報(様式3-1、3-2 ※別途提供予定)を作成し、翌月15日までに日誌とともに研究所に提出し、確認を得ること。なお、日誌及び月報の作成費用は事業者の負担とする。

b 事業者は、この委託業務に関する業務連絡は、それぞれの必要のある研究所職員に行うこと。

(エ) 区分経理書の提出

研究所が求めたときには速やかに委託業務に関する詳細な区分経理書を提出すること。

④ 関係書類の取扱い

事業者は、業務の仕様書及びその他繁殖育成等サル類の記録に関する全ての関係書類を、研究所の許可なしに持ち出し、複写もしくは複製してはならない。また関係書類は、整理整頓のうえ事業者の事務室の保管庫等に保管の上、業務終了後は速やかに研究所に帰属すること。

⑤ 損害予防措置等

(ア) 危害及び損害予防措置

事業者は、業務の実施に当たり、研究所及び第三者に危害又は損害を与えないように、万全の措置をとらなければならない。危害又は損害を与えた場合、もしくはそのおそれのある場合には、事業者は直ちに研究所に報告すること。

(イ) 損害補償

a 業務履行中に事業者が負傷もしくは死亡することがあっても、故意過失がある場合を除き研究所は一切の責めを負わない。

b 事業者の責により第三者に損害を与えた場合は、事業者は損害賠償の責を負う。

c 明らかに事業者の責務でサルが負傷あるいは死亡した場合は、事業者は損害賠償の責を負う。

(ウ) 破損箇所に対する措置

事業者は、業務中に発見した委託業務に係わる検査機器等の破損や、故障箇所について、状況は全て記録し研究所に速やかに報告する。なお、事業者の責により器物に損傷を与え

たときは、ただちに、その原状回復を図り、その経費は事業者の負担とする。

⑥ 円滑的な業務の推進

事業者は、円滑に業務を推進すべく業務従事者同士もしくは研究所との間において協調性を確保し、これを本事業実施期間中は保持する措置を講じなければならない。

⑦ 勤務体制

勤務体制については、(4)③(ア)で作成した「勤務計画表」に基づいて作成し、実施すること。

(ア)勤務体制

365 日のサル類管理体制をとること。また、獣医師が常駐あるいは緊急時に対応できる体制をとること。休日・夜間においては、連絡網を作成して緊急時に対応できる出勤体制を整えること。実験動物 1 級もしくは 2 級技術者資格を有し、サル類取扱の実務経験 5 年以上の者を業務責任者として配置すること。また、これらの者は正規雇用の者であること。なお、後進育成のため上記条件に該当しない者を宛てる場合はあらかじめ研究所の許可を得ること。また、麻薬取扱免許を有する者を 1 名以上配置すること。

(イ)業務従事者の名簿提出

事業者は、契約締結後速やかに業務従事者、各種担当者名簿を提出すること。また、変更があった場合も同様とする。

(ウ)指導教育

事業者は、常に業務に関する教育及び訓練を実施し、動物に関わる者としての責務を認識し、技能向上に努めること。

⑧ 守秘義務

事業者は、職務上知り得た知識・技術・情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、研究所がその内容について許可した場合はその限りではない。このことは、契約の解除及び契約期間満了後においても同様とする。

⑨ 緊急体制

(ア)事業者は、本業務執行に当たり、火災、地震等の緊急事態が発生したときは、研究所が定める消防計画(以下「消防計画」という)に基づき、緊急連絡網により速やかに連絡をとること。また、的確に判断して災害発生 of 初動措置を行うこと。

(イ)事業者は、急病人、負傷者等の不測の事故が発生した場合、速やかに指定する医療機関の受診又は救急車(119 番)の要請を行い、一次対応を行うと同時に研究所に報告すること。

(ウ)事業者は、サル室環境の異常やサルの逃走など不測の事態のときには、的確に判断して措置を行い、研究所に連絡をすること。なお、人の安全を何よりも優先し、社会への影響を考慮した判断が行えるように日ごろから様々な事態について意識して業務にあたること。

⑩ 費用負担区分

(ア)研究所の負担

- a 委託業務を遂行するために必要な光熱水費、内線電話、一部の飼料(旧世界ザル用固型飼料及び青果等。青果等とは果実・野菜・根菜類。)
- b 業務の遂行に必要な施設に関わるもの

(イ) 事業者の負担

- a 文具・諸用紙等の事務用消耗品
- b サル類飼料代など業務に直接関与する経費（但し、研究所が購入する旧世界ザル飼料代として固型飼料及び青果等を除く）
- c 委託業務に必要な消耗品（シリンジ、注射針、防護衣類、グローブ、検査試薬など）、研究所があらかじめ持ち込みを承諾した備品（輸送箱、各種診断機器など）及び修理費用
- d 繁殖育成等業務に必要な貸与品及びサル類に関するデータの維持管理等に関わる費用

(ウ) 上記以外のその他費用負担区分が不明確なものについては、研究所との協議により決定するものとする。

⑪ 貸与品の管理

(ア) 貸与品

事業者は、研究所から貸与された物品について借用物品管理簿を備え、その管理及び使用を適正に行うこと。

(イ) 持込み物品リストの提出

事業者は、契約締結後速やかに受託業務に係る持込み物品について研究所の承諾を得た後、そのリストを提出すること。

⑫ 居室及び検査業務実施場所

委託業務遂行上に必要な居室及び検査業務実施場所は、研究所が別に定める場所を貸与する。なお、委託者の許可を得た場合、受託者の施設で検査業務の一部を実施することができる。

研究所が事業者に対し場所の変更を提示したときには、事業者は速やかに対処すること。また、これらの場所は原則として本業務以外の用途に使用できないものとする。なお、これらの場所を事業者の都合により使用する場合には、別途、研究所規程等に基づき申請し許可を得るものとする。

⑬ 諸手続に関わる資料の提供

事業者は、業務遂行上、関係ある諸法令、条例及び規律を遵守するとともに、必要な諸官庁等への連絡、届出、手続等を遅滞なく処理するための資料等を作成し、研究所に提供すること。

⑭ 受託者変更に伴う引継ぎ業務

契約の更改又は契約解除等により事業者に変更があった場合は、本件事業者は本件業務が引き続き円滑に遂行できるよう、次の事業者に対して適切な業務引継ぎを行うこと。なお、業務引継ぎに要する費用は、本件事業者が負担するものとする。

⑮ 疑義の解釈

基本仕様書の解釈について疑義が生じた場合、又は当該仕様書に定めのない事項については、研究所委託者と事業者の協議により定めるものとする。

⑯ 関係法令等の遵守徹底

本事業の遂行に当たっては、実験動物関連の諸法令、条例、研究所の各種規程及び作業手順書等を遵守徹底するとともに、必要な諸官庁等への連絡、届出、手続等を遅滞なく処理するための資料等を作成し、研究所に提供すること。

⑰ 業務体制及び業務従事者の管理

(ア) 業務従事者の配置及び身分の明確化

事業者は、業務を遂行するために必要な知識、技術等を有する業務従事者の必要数を業務現場に配置すること。また、その業務体制に対し委託者より疑義があった場合は、速やかに対応すること。尚、事業者が不適切と判断した業務従事者は、当施設での業務作業を行うことは出来ないこととする。また、研究所は、上記必要条件を満たした獣医師含む作業従事者の確保・配置を事業者に要求することが出来ることとする。

(イ) 業務従事者の指導教育

事業者は、業務の実施に先立って研究所が必要と判断した業務従事者に、指定された講習、オリエンテーション等(以下「研修」という。)を受けさせること。

(ウ) 研究所が行う業務研修には、業務従事者を必ず参加させること。

(エ) 業務従事者の健康管理

事業者は、労働安全衛生法第66条(昭和47年6月8日法律第57号)に基づき、定期健康診断を実施するとともに、常に業務従事者の健康管理に留意し、業務従事者が伝染性の疾病その他の疾病で、厚生労働省令で定めるものに罹患した場合は同省令で定めるところにより当該従事者を業務に従事させてはならない。なお、定期健康診断の実施状況を必ず報告すること。

(オ) 業務従事者の連絡系統

事業者は、業務従事者の中から各種担当者等を選任し、事業者からの指示、指導、連絡等の確保を図らなければならない。各種担当者等が変更された場合には業務に支障が生じないよう、遅滞なくその旨を研究所に報告しなければならない。

⑱ 管理運営業務への参加

事業者は、研究所が必要と認めた防災訓練、会議、その他管理運営上必要な業務に参加すること。

⑲ 調査報告及び業務改善策の提出

研究所は、事業者の業務に関して調査し、又は事業者に報告を求め、必要のあるときは改善を求めることができる。この場合、事業者は、直ちにこれに応じて速やかに業務改善策を作成、研究所に提出するものとする。なお、事業者は、改善策の作成及び実施にあたり、研究所に対して必要な助言、協力を求めることができる。

(5) 契約の形態及び支払

① 契約の形態は業務請負契約とする。

② 研究所は業務請負契約に基づき事業者が実施する本業務について、8(1)報告に示す報告を受け、適正に実施されていることを確認した上で、毎月適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に月額に相当する額を支払うものとする。確認の結果、確保されるべき業務の質が達成されていないと認められる場合、研究所は、確保されるべき業務の質の達成に必要な限りで、事業者に対して本業務の改善を行うように指示することができる。事業者は当該指示を受けて直

ちに履行体制の見直しその他必要な改善措置を講じた上で、業務改善報告書作成の指示を受けた翌日から起算して5日以内に研究所へ提出するものとする。業務改善報告書の提出から1ヶ月の範囲で、業務改善報告書の内容が、確保されるべき業務の質が達成可能なものであると認められる日まで、研究所は請負費用の支払いを行わないことができる。

なお、請負費用は、令和7年4月1日以降の本業務開始以降のサービス提供に対し支払われるものであり、事業者が行う引継ぎや準備行為等に対して、事業者に発生した費用は事業者の負担とする。

(6) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、①から③に該当する場合には研究所が負担し、それ以外の法令変更については事業者が負担する。

- ① 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
- ② 消費税その他類似の税制度の新設・変更(税率の変更含む)
- ③ 上記①及び②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更(税率の変更含む)

3. 実施期間に関する事項

委託契約の実施期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

なお、契約期間は令和7年3月31日までの引継や準備行為等の期間を含めた期間とする。

4. 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第15条において準用する法第10条(第11号を除く)に抵触しない者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 令和4・5・6年度もしくは令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」に格付されている者であること。
- (5) 厚生労働省における物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 単独で本事業が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体(本業務を共同して行うことを目的として複数の事業者により構成された組織をいう。以下同じ。)として参加することができる。その場合、入札書類提出時までに共同事業体を結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員となること、又は、単独で入札に参加することはできない。なお、共同事業体で入札に参加する場合は、共同事業体結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成すること。
- (7) 本実施要項に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること。

なお、この場合の証明とは、落札者として決定された事業者との間で締結される法第 20 条第1項の契約(以下「本契約」という。)を締結することとなった場合、確実に完了期限までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することをいう。

- (8) 11. (4)の構成員である外部有識者本人又はこれらの者と資本若しくは人事面において関連のある事業者でないこと。
- (9) 下記5. (1)イの入札説明会及び現場説明会に参加していること。
- (10) 法人格を持つ事業体であること。さらに、消費税及び地方消費税並びに法人税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。
- (11) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。

5. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札に係るスケジュール(予定)

ア 入札公告	令和7年2月25日
イ 入札説明会及び現場説明会	令和7年3月3日(※)
ウ 質問受付期限	令和7年3月7日
エ 企画書及び入札参加書類提出期限	令和7年3月14日
オ 入札書提出期限	令和7年3月17日
カ 技術評価・開札	令和7年3月21日

以降、令和7年3月内に契約締結、現行業者からの引継、を進める。

- (※入札説明会は、センター内会議室(所在地は1(1)①を参照)で行う予定であり、現場説明会は、同日の入札説明会終了後、行う予定である。また、入札説明会時に施設のフロア図などの資料を提示するものとする。)

(2) 入札の実施手続

ア 入札説明後の質問受付

入札公告以降、研究所において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、研究所に対して質問を行うことができる。質問は電子メールにより行い、質問内容及び研究所からの回答は原則として入札説明書の交付を受けた全ての者に公開することとする。

ただし、事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

イ 提出書類

競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、次に掲げる書類を別に定める入札公告及び入札説明書に記載された期日と方法により、研究所まで提出すること。

- (ア) 質疑書・ご担当者連絡先
- (イ) 競争参加資格確認書類等
- (ウ) 企画書

総合評価のための業務運営の具体的方法及びその質の確保の方法等に関する書類

- (エ) 入札書

入札金額(入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約期間内全ての本事業に対する報酬総額の 110 分の 100 に相当する金額)を記した書類

ウ 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、6. で示す総合評価を受けるため、次の事項を記載することとする。(企画書様式1～8参照)

- (ア) 業務の計画
- (イ) 業務実施体制
- (ウ) 施設・設備の状況
- (エ) 従事予定者の研修
- (オ) セキュリティー対策
- (カ) 実績及び能力
- (キ) その他補足資料(入札参加者の必要に応じて)

なお、上記について研究所が事業者の創意工夫による設定を求めている事項以外についても、事業者が創意工夫できる事項については企画書に記載する。

- (ク) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

6. 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項

本事業を実施する者(以下「落札者」という。)の決定は、総合評価落札方式によるものとする。落札者決定に当たっての質の評価項目の設定は、「評価項目一覧表」(別紙1)のとおり。

なお、評価は、研究所内に設置する技術評価委員会において行う。本事業の実施状況の評価等を行うに当たり、専門的技術的知見を得るために、研究所職員のほか外部有識者を評価者とすることがある。

(1) 落札者を決定するための評価の基準

ア 技術点(得点配分 230 点)

技術評価は、提出された企画書の内容が、事業の趣旨に沿った実行可能なものであるか(必須項目)、また、効果的なものであるか(加点項目)について行い、必須項目審査の得点(以下「基礎点」という。)と加点項目審査の得点(以下「加点」という。)の合計点を技術点とする。

(ア) 基礎点(80 点)

次の必須項目について審査を行い、その全てを満たしている提案には基礎点 80 点を与え、

その一つでも満たしていない場合は失格とする。

(イ) 加点(150 点満点)

必須項目の審査で合格になった入札参加者に対して、「評価項目一覧表」(別紙1)上の「加点」の項目について審査を行う。効果的な実施が期待されているかという観点から、入札参加者の企画提案を絶対評価により加点する。

イ 価格点(得点配分 115 点)

価格点については、以下の計算方法により、事業者が提示した入札価格に応じて得点が計算される。なお、入札価格に係る得点配分は 115 点とする。

$(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{入札価格に係る得点配分}(115 \text{ 点})$

(2) 落札者の決定

ア 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「イ 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の範囲内であること。

(イ) 「評価項目一覧」(別紙1)に記載される要件のうち必須とされる項目を、全て満たしていること。

イ 総合評価点の計算

総合評価点 = [技術点] + [価格点]
= [基礎点(80 点) + 加点(150 点満点)] + [(1 - 入札価格 / 予定価格) × 115 点]

ウ その他

(ア) 必須審査項目を全て満たしている者のうち、予定価格の制限に達した入札金額の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

(イ) 落札予定者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。また、当該落札予定者となるべき者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない研究所の職員にくじを引かせ落札者を決定する。

(ウ) 研究所は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

(3) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の措置

研究所は、初回の入札で予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合は、入札条件を見直し、再度入札公告に付することを基本とする。

再度の入札公告によっても落札者が決定しない場合、又は事業の実施に必要な期間が確保

できない等、止むを得ない場合は、別途、当該事業の実施方法を検討することとする。

7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

本事業における従来の実施状況に関する情報の開示については、「従来の実施状況に関する情報の開示」(※様式は別途提供予定)のとおりとする。なお、情報の開示を行う項目は以下のとおり。

- (1) 従来の実施に要した経費
- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法等

8. 事業者が研究所に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他本事業の適正かつ確実な実施の確保のために事業者が特に留意すべき事項

(1) 事業者が報告すべき事項

ア 報告等

(ア) 事業者は、仕様書に規定する業務を実施したときは、仕様書に基づく報告書を研究所に提出すること。

- a 問合せ・苦情等対応状況 (随時)
- b 業務実施状況 (毎月)
- c 勤務体制 (受託後1ヶ月以内)

業務担当者の配置実績及び勤務体制表

勤務体制については、責任者を置き、氏名、所属、連絡先を報告

- d 事業報告書

令和7年度から令和9年度:当該翌年度の4月8日

イ 調査

研究所は、本事業の適性かつ確実な実施を確保するために、必要があると認めるときは法第26条第1項に基づき、事業者に対して、必要な報告を求め、又は事務所等に立ち入り、実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする研究所の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携行し、関係者に提示することとする。

ウ 指示

研究所は、本事業を適正かつ的確に実施させるために、必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。なお、上記によらず、業務の質の低下に

つながる問題点を確認した場合は、指示を行うことができるものとする。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

事業者は、本事業に関して研究所が開示した情報等(公知の事実等を除く。)及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員、その他の本事業に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本事業以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(3) 事業者が特に留意すべき事項

ア 委託業務の開始及び中止

(ア) 委託業務の開始

事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本事業を開始しなければならない。

(イ) 本事業の中止

事業者は、やむを得ない事由により、本事業を中止しようとするときは、あらかじめ、研究所の承認を受けなければならない。

イ 宣伝行為の禁止

(ア) 本事業の宣伝

事業者及び本事業に従事する者は、研究所の名称やその一部を用い、本事業以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること(一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の1つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。)及び当該自ら行う業務が医科学研究用霊長類繁殖育成等委託業務の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

(イ) 自らが行う事業の宣伝

事業者は、本事業の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

ウ 法令の遵守

事業者は、本事業を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

エ 安全衛生

事業者は、本事業に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

オ 記録及び帳簿

事業者は、実施年度ごとに本事業に関して作成した記録や帳簿書類を、翌年度より5年間保管しなければならない。

カ 権利の譲渡

事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

キ 権利義務の帰属等

(ア) 印刷物の制作上で発生した著作権及び電子データ等の所有権は研究所に帰属する。

(イ) 事業者は、本事業の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、研究所の承認を受けなければならない。

ク 契約によらない自らの事業の禁止

事業者は、本事業を実施するに当たり、研究所の許可を得ることなく自ら行う事業又は研究所以外の者との契約(研究所との契約に基づく事業を除く。)に基づき実施する事業を行ってはならない。

ケ 取得した個人情報の利用の禁止

事業者は、本事業によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は研究所以外の者との契約(本事業を実施するために締結した他の者との契約を除く。)に基づき実施する事業に用いてはならない。

コ 再委託の取扱い

(ア) 全部委託の禁止

事業者は、本事業の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 再委託の合理性等

事業者は、本事業の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ提案書において、再委託に関する事項(再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法)について記載しなければならない。

(ウ) 契約後の再委託

事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で研究所の承認を受けなければならない。

(エ) 再委託先からの報告

事業者は、上記(ウ)により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。

(オ) 再委託先の義務

再委託先は、上記8. (2)及び(3)イからケまでに掲げる事項について、事業者と同様の義務を負うものとする。

(カ) 事業者の責任

再委託先の事業者の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

9. 本事業を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して事業者が負うべき責任等

本契約を履行するに当たり、事業者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

(1) 事業者に対する求償

研究所が国家賠償法(昭和 22 年法律第 125 号)第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、研究所は事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について研究所の責めに帰すべき理由が存する場合は、研究所が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。

(2) 研究所に対する求償

事業者が民法(明治 29 年法律第 89 号)第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について研究所の責めに帰すべき理由が存するときは、事業者は研究所に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

(3) その他

事業者が本契約に違反したことによって、又は事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって研究所に損害を与えたときは、事業者は、研究所に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。

10. その他本事業の実施に際し必要な事項

(1) 研究所の監督体制

本契約に係る監督は、契約担当官等が自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。本事業の実施状況に係る監督は、9. により行うこととする。

(2) 主な事業者の責務

ア 法第 25 条第2項の規定により、本事業に従事する者は、刑法(明治 40 年法律第 45 号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

イ 法第 54 条の規定により、本事業の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される。

ウ 法第 55 条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30 万円以下の罰金に処される。

エ 法第 56 条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑が科される。

オ 会計検査について事業者は、会計検査院法(昭和 22 年法律第 73 号)第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受け、又は同院から資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受ける場合がある。

カ 本事業の実施に関し、事業者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)その他関係法令を遵守するものとする。

別紙1 評価項目一覧表(霊長類医学研究センター 医科学研究用霊長類繁殖育成等(第1・2・7棟)委託)

大項目	中項目	新規性・創造性	評価項目	評価の観点	得点配分		実施要項本文番号	企画書項番号
					基礎点 (必須点)	加点		
1 実施計画								
	1.1 実施計画		実施計画(作業方針、作業フロー、スケジュール)は、医薬基盤・健康・栄養研究所が示す要件が満たされているか	基本的な調査実施計画	10	—	2(4)③	1
		★	作業フローやスケジュールについて、効率的に業務を実施するための工夫が示されているか 10点:非常に期待できる 8点:期待できる 5点:やや期待できる 3点:普通 0点:期待できない	効率化	—	0・3・5・8・10		
2 実施体制								
	2.1 実施体制設備・環境		本業務を遂行可能な体制・人員が確保されているか、人員補助体制が確立されているか	基本的な組織体制	10	—	2(4)① 2(4)⑦ 2(4)⑨ 2(4)⑫ 2(4)⑬	2、3
			火災、停電、断水、その他の災害や不測の事態が発生した場合の医薬基盤・健康・栄養研究所との緊急連絡体制が確立されているか 10点:非常に期待できる 8点:期待できる 5点:やや期待できる 3点:普通 0点:期待できない		—	0・3・5・8・10		
			本業務の実施に必要な設備環境(消耗品(シリンジ、注射針、防護衣類、グローブ、検査試薬など)及び備品(輸送箱、各種診断機器など)等)について十分な体制が用意されているか	基本的な設備環境	10	—		
			見学者や研修者に適切な対応ができるか 10点:非常に期待できる 8点:期待できる 5点:やや期待できる 3点:普通 0点:期待できない	—	0・3・5・8・10			
			医薬基盤・健康・栄養研究所からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか 10点:非常に期待できる 8点:期待できる 5点:やや期待できる 3点:普通 0点:期待できない	—	0・3・5・8・10			
	2.2 専門性・能力		業務遂行にあたり、医学実験用に必要なサル・繁殖・育成等業務の知識を有する職員を有しているか	専門性を有する職員の有無	10	—	2(4)① 2(4)⑦ 2(4)⑬	2、6
			研究施設の用途・計画・規定等に対応し、動物福祉等に配慮した環境のもと、適正かつ経済的な業務を行うと同時に、業務の内容を十分に理解した上で、人の安全を第一に考えて業務を遂行しているか	業務遂行能力	10	—		
			霊長類の繁殖育成等業務に実績のある獣医師が常駐しているか 獣医師のサル類の飼育管理業務の実務経験年数が、 10点:9年以上 8点:8年以上9年未満 5点:7年以上8年未満 3点:6年以上7年未満 0点:6年未満	資格の有無	—	0・3・5・8・10		
			1あるいは2級実験動物技術者資格を有し、サル類取扱業務や類似業務の実務経験5年以上の者を業務責任者として配置しているか 1あるいは2級実験動物技術資格者のサル類取扱業務や類似業務の実務経験年数が、 10点:9年以上 8点:8年以上9年未満 5点:7年以上8年未満 3点:6年以上7年未満 0点:6年未満	資格の有無	—	0・3・5・8・10		
			業務従事者に対し、医薬基盤・健康・栄養研究所が指定した講習、オリエンテーションに必ず参加、受講させる体制が整っているか 本業務に関し、教育および訓練を実施し、動物に関わる者としての責務を認識し、技能向上に努めるような体制が整っているか 10点:非常に期待できる 8点:期待できる 5点:やや期待できる 3点:普通 0点:期待できない	効果的な教育・研修	—	0・3・5・8・10		
	2.3 教育・研修	★		基本的な教育・研修	5	—	2(4)⑦ 2(4)⑬	4
	2.4 情報セキュリティ対策		実施要項2(4)⑩に示す守秘義務の要件が満たされているか	基本的なセキュリティ	5	—	2(4)⑧	5
		★	効果的かつ実現可能なセキュリティ対策が具体的に示されているか 10点:非常に期待できる 8点:期待できる 5点:やや期待できる 3点:普通 0点:期待できない	効果的なセキュリティ	—	0・3・5・8・10		

3 個別業務の実施方法										
3.1	繁殖育成等業務の作業内容	★	業務を着実に実施できる体制・手順(業務フロー)が具体的に示されているか、また、委託業務仕様書の内容に臨機応変に対応できるか	要求要件の実現性	5	—	2(3) 2(4)③ 2(4)⑦ 2(4)⑨ 2(4)⑬ 2(4)⑰	2、6		
			より適した繁殖方式を実施するための工夫が示されているか 10点:非常に期待できる 8点:期待できる 5点:やや期待できる 3点:普通 0点:期待できない	正確性を高める工夫	—	0・3・5・8・10				
	サル類の情報の共有・報告	★	サル類に関して、医薬基盤・健康・栄養研究所が必要とする情報を着実に報告できる体制・手順(業務フロー)等が具体的に示されているか	要求要件の実現性	5	—				
			サル類の情報等について、研究所からの求めに応じ正確かつ迅速に回答するための工夫が示されているか 10点:非常に期待できる 8点:期待できる 5点:やや期待できる 3点:普通 0点:期待できない	正確性を高める工夫	—	0・3・5・8・10				
	3.3	緊急時の対応	★	365日のサル類管理体制、および休日・夜間における連絡網の作成、緊急時に対応できる出勤体制が具体的に示されているか	要求要件の実現性	10				—
				サル類に感染が判明した際に迅速・適切に対応するための工夫が示されているか 10点:非常に期待できる 8点:期待できる 5点:やや期待できる 3点:普通 0点:期待できない	対応の工夫	—				0・3・5・8・10
4 その他										
4.1	上記項目以外の創意工夫等	★	上記のほか、業務を効果的・効率的に実施するための創意工夫等が示されているか 10点:非常に期待できる 8点:期待できる 5点:やや期待できる 3点:普通 0点:期待できない	その他の工夫・取組	—	0・3・5・8・10	2(3)	7		
5 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標										
5.1	女性の活躍推進関係		一定率以上の女性役員、管理職等の登用 5点:管理職に占める女性の割合が15%以上である 3点:管理職に占める女性の割合が10%以上15%未満である 0点:管理職に占める女性の割合が10%未満である	女性の活躍推進	—	0・3・5			8	
			女性の活躍推進に係る目標設定等・情報開示							
			女性の役員、管理職の比率など女性の活躍推進に関する目標を設定し、その達成に向けた取組や実績と併せて公表しているか 5点:している 0点:していない							
			女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定を取得しているか 5点:している 0点:していない							
5.2	ワーク・ライフ・バランス関係		ワーク・ライフ・バランスについて既に行われている取組 次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定を取得しているか 5点:「プラチナくるみん」を取得している 3点:「くるみん」を取得している 0点:していない	ワーク・ライフ・バランス関係	—	0・3・5				
			若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得しているか 5点:している 0点:していない							
5.3			ワーク・ライフ・バランスに係る目標設定等 所定外労働時間の削減等に関する目標値を設定し、実績と併せて公表しているか 5点:している 0点:していない		—	0・5				
						0～150				

別紙2 霊長類医科学研究センター 医科学研究用霊長類繁殖育成等（第1・2・7棟）委託
企画書

様式1

1. 業務の計画

上記業務の目的・成果を達成するために実施する業務計画・方法を具体的に記載する（A4版：1～2枚程度）。（作業フロー、スケジュールは別添としても可）

2. 業務実施体制**(1) 提案者（契約権者）、業務責任者**

入札参加者は、提案者（契約権者）の住所、役職、氏名及び業務責任者の役職、氏名を記載すること。共同事業体で入札に参加する場合は、①構成企業名を全て記載した上で、代表企業名を明記、②構成企業ごとに担当する内容を明示し、その代表責任者及び本業務担当者を記載。その際には、構成企業間の連絡体制が把握できるようにすること（A4 版：1 枚。ただし、共同事業体等が多い場合は、別添として可）。

【提案者（契約権者）】

住所

役職

氏名

【業務責任者】

役職

氏名

【共同事業体の場合】

上記の①及び②を記載。

2. 業務実施体制

(2) 実施体制、人員、配置等

業務を実施するための経営基盤の具体的な説明を記載すること。また、緊急時の対応・体制についても記載すること（A4 版：1 枚）。(別添として体制図を添付すること。)

2. 業務実施体制

(3) 業務責任者等の実績及び能力

業務責任者等の業務従事者が、同種業務や類似業務の実績、業務に関する特

許、知見、知識を有している具体的な説明を記載すること（A4 版：1 枚）。

3. 施設・設備の状況

業務に必要となる施設・設備の保有状況を記載すること（A4 版：1 枚）。

(名称)

(数量)

(名称)

(数量)

4. 従事予定者の研修

業務従事者の研修実施計画について具体的に記載すること（A4 版：1 枚）。

5. セキュリティー対策

業務を実施する上で講じるセキュリティ対策を具体的に記載すること
(A4 版 : 1 枚)。

6. 実績及び能力

組織が、同種業務や類似業務の実績、業務に関する特許、知見、知識を有しているか具体的な説明を記載すること（A4 版：1 枚）。(別添として「資格免許証の写し」、「類似事業受注実績として仕様書、契約書の写し（過去 3 年分）」、「その他従業員の技術的能力を証する書類」を添付すること。)

7. その他

業務全般にわたって重視する点や、創意工夫する点を記載すること（A4 版：1 枚）。

8. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

一定率以上の女性役員、管理職等の登用及びワーク・ライフ・バランスについて既に行われている取組について記載すること。

霊長類医科学研究センター
医科学研究用霊長類繁殖育成等（第1・2・7棟）委託
評価手順書（加算方式）

令和7年2月

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所

本書は、「霊長類医科学研究センター 医科学研究用霊長類繁殖育成等（第1・2・7棟）委託」に関する評価手順を取りまとめたものである。

以下に、落札方式、得点配分、評価方法、評価の手続きを記す。

1. 落札方式及び得点配分

1-1 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「1-2 総合評価点の計算」によって得られた点数の最も高い者を落札者とする。

- ① 応札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 別添「評価項目一覧」に記載される要件のうち必須とされた項目を全て満たしていること。

1-2 総合評価点の計算

総合評価点＝技術点＋価格点

技術点＝基礎点＋加点

価格点＝価格点の配分×（1－入札価格÷予定価格）

1-3 得点配分

技術点	230点
価格点	115点

2. 評価項目の加点方法

2-1 評価項目得点構成

評価項目の得点は基礎点と加点の二種類に分かれており、その合計にて提案要求事項毎の得点が決定される。（評価項目毎の基礎点、加点の得点配分は「評価項目一覧」の「得点配分」欄を参照）

2-2 基礎点評価

基礎点は、提案要求事項の評価区分が必須である事項のみに設定されている。評価の際には提案要求事項の要件を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は0点となる。提案者は、提案書にて基礎点の対象となる要件を全て充足することを示さなければならない。一つでも要件が充足できないとみなされた場合は、その応札者は不合格となる。

2－3 加点評価

加点は、各提案要求事項の加点を評価する際の観点に沿って評価を行う。

3. 評価の手続き

3－1 技術評価

複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する。

3－2 総合評価

以下を合計し、総合評価点を算出する。

- ① 2「評価項目の加点方法」により与えられる技術点
- ② 1－2「総合評価点の計算」に記した式により算出した価格点

※技術点と価格点の算出において、小数点以下の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

(事務連絡)

件名：霊長類医科学研究センター 医科学研究用霊長類繁殖育成等（第1・2・7棟）委託

ご担当者連絡先及び質疑書について

「ご担当者連絡先」及び「質疑書」は、期日までに下記メールアドレス宛てに電子媒体（電子文書ファイル）で提出をお願いいたします。

〒305-0843

茨城県つくば市八幡台1-1

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

霊長類医科学研究センター 筑波総務課

提出先メールアドレス ybaba@nibiohn.go.jp

sisobe@nibiohn.go.jp

期限について

ご担当者連絡先・質疑書：令和7年3月7日（金）17時00分まで

企画書：令和7年3月14日（金）17時00分まで

競争参加資格確認関係書類：令和7年3月14日（金）17時00分まで

入札書：令和7年3月17日（月）17時00分まで

開札日の日時：令和7年3月21日（金）16時00分

質 疑 書

契約担当者

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

住 所

氏 名(社名)

件 名 : 霊長類医科学研究センター 医科学研究用霊長類繁殖育成等(第1・2・7棟)委託

上記件名の調達にかかる質疑事項を下記のとおり提出します。

質 疑 事 項

質疑書については、質疑の有無にかかわらず、「ご担当者連絡先」と併せて下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限: 令和7年3月7日(金) 17時00分

提出先メールアドレス: 霊長類医科学研究センター 筑波総務課

ybaba@nibiohn.go.jp

sisobe@nibiohn.go.jp

ご担当者連絡先

件名：霊長類医科学研究センター 医科学研究用霊長類繁殖育成等（第1・2・7棟）委託

所属部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和7年3月7日（金）17時00分

提出先メールアドレス：霊長類医科学研究センター 筑波総務課

ybaba@nibiohn.go.jp

sisobe@nibiohn.go.jp

入札参加改善に向けたアンケート

案件名	霊長類医科学研究センター 医科学研究用霊長類繁殖育成等（第1・2・7棟） 委託
公告種別	一般競争入札
すべての事業者様にお伺いいたします。 該当箇所に ☒ をお願いいたします。	(質問)入札公告日又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までは適切でしたか ☐ 1 特に問題はなかった ☐ 2 期間が短かった (具体的な必要期間:)
参加(応募)頂けない事業者様の理由をお聞かせください。 該当箇所に ☒ をお願いいたします。	☐ 1 競争参加資格の等級が、自社の参加資格と一致していなかった。 ☐ 2 説明書をみても業務内容、業務量、求められる成果物、審査基準が分かりにくく、判断できなかった。 ☐ 3 業務内容に一部扱えない業務があった。 (具体的業務:) ☐ 4 参加しても価格の優位性がなく受注見込みがないと判断した。 ☐ 5 求められる業務実績の要件が厳しかった。 (厳しいと考えられた業務実績:) ☐ 6 業務の履行期間が短く、期日までに成果物を納品できない可能性があった。 ☐ 7 業務内容が多岐にわたるため、必要な技術者・要員を確保するには時間が不足している。又は発注ロットが大きすぎて、必要な人員等を確保できないと判断した。 ☐ 8 入札公告(公示)又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までの期間が短かった。 ☐ 9 その他:自由記載
補足 【すべての事業者様・自由回答】	仕様書等に改善すべき点があれば教えてください。
ご意見・ご要望 【すべての事業者様・自由回答】	
事業者名(任意)	
ご担当者(任意)	
ご連絡先(任意)	

ご協力頂きましてありがとうございました。

企画書・競争参加資格確認関係書類

- 1 企画書（様式1～8）及び附属資料等
 - 2 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
 - 3 誓約書（2種類）
 - 4 保険料納付に係る申立書
 - 5 その他参考資料
会社履歴書等
- 提出部数 1については、5部
2～5については、各1部
 - 提出期限 令和7年3月14日（金）17時00分まで

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、「霊長類医科学研究センター 医科学研究用霊長類繁殖育成等（第1・2・7棟）委託」の入札において、弊社が落札致した場合には、仕様書に示された仕様を満たすことを確約致します。

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

入札書

件名 霊長類医科学研究センター 医科学研究用霊長類繁殖育成等（第1・2・7棟）委託

金 _____ 円也（税抜）

（※3か年分の総額を記入すること）

（参考：月額 金 _____ 円也（税抜））

入札説明書に定める各事項を承諾のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

（競争参加者）

住 所

称号又は名称

代表者職氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

記載要領

入 札 書

1. 入 札 件 名 ○○○○○○○○○

2. 入 札 金 額 ￥ _____

入札説明書に定める各事項を承諾のうえ、上記の金額をもって入札
します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所 【記載要領】(2)及び
(3)の「例」参照

氏 名

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

【 記 載 要 領 】

(1) 競争参加者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び
代表者の氏名を記載すること。

(2) 第1回目の入札書は、契約権限を有する代表者本人又は契約権
限を年間委任された代理人の氏名、印にて作成すること。

「例1:契約権限を有する代表者本人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△ 印

「例2:契約権限を年間委任された代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

代理人

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

大阪支店長 △△ △△ 印

- (3) 第2回目以降代理人(復代理人)が入札する場合は、入札書に競争参加者の所在地、名称及び代表者氏名と代理人(復代理人)であることの表示並びに当該代理人(復代理人)の氏名を記入して押印すること。

「例1:契約権限を有する代表者本人の代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

代表取締役 △△ △△

代 理 人 〇〇 〇〇 印

「例2:契約権限を年間委任された代理人が代理を選任した場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

復代理人 〇〇 〇〇 印

- (4) 記載文の訂正部分は、必ず訂正印を押印すること。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記入された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (6) 工事、製造、役務、複数の物品等については、入札金額の積算内訳を入札書に添付すること。

封筒記載例（入札書のみ入れて下さい。）

（表面）

令和〇〇年〇月〇〇日 開札

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 入札書在中

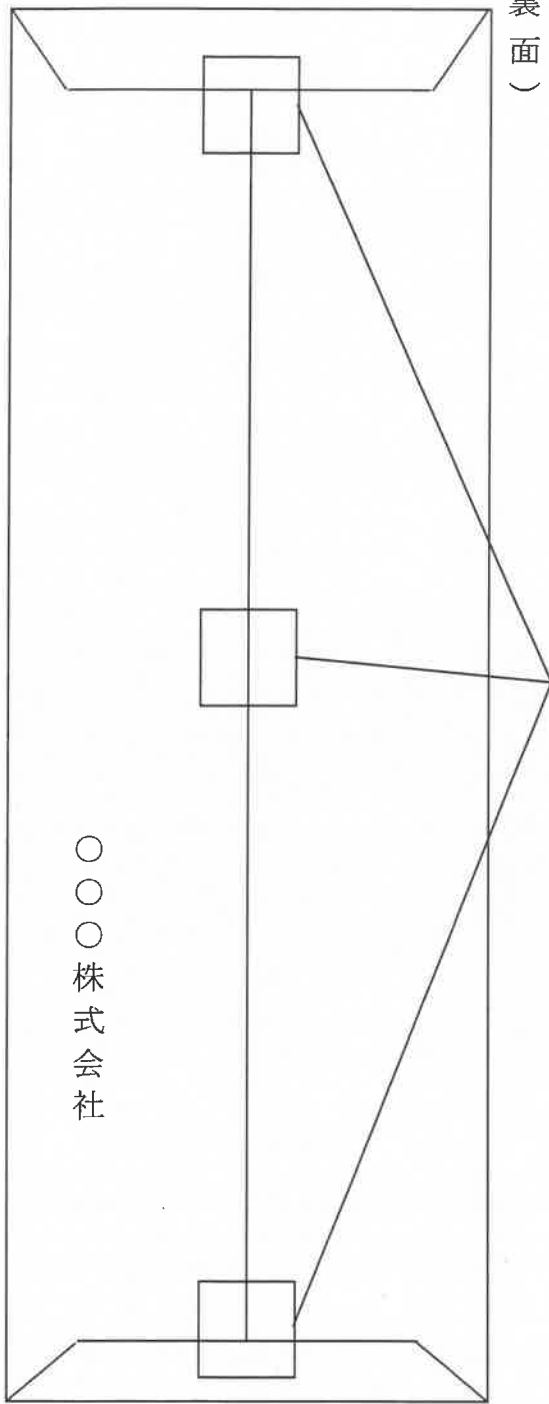
契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

※氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入すること。

御社代表者印（3ヶ所）

（裏面）



入 札 辞 退 届

件 名： 霊長類医科学研究センター 医科学研究用霊長類繁殖育成等（第1・2・7棟）委託

上記の入札件名について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

入 札 者

住 所

氏 名(社 名)

委 任 状

私は、 を代理人と定め、下記のとおり委任いたします。

記

委任事項

令和7年3月21日開札 件名「霊長類医科学研究センター 医科学研究用霊長類繁殖育成等（第1・2・7棟）委託」の競争入札に関する一切の権限を委任いたします。

代 理 人

氏 名

印

令和 年 月 日

委 任 者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

年 間 委 任 状

私は、下記受任者を代理人と定め令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間における 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 との下記事項に関する権限を委任します。

記

1. 見積、入札及び契約の締結に関すること。(契約の変更、解除に関することを含む)
2. 契約物件の納入及び取下げに関すること。
3. 契約代金の請求及び受領に関すること。
4. 復代理人を選任すること。
5. 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項の権限。

【工事契約以外の場合は除く】

(ただし、3については、上記期間満了日の翌々月末までとする。)

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

委任者

本社・本店所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者

支店等所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印